

公益社団法人やまなし観光推進機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人やまなし観光推進機構（以下「機構」という。）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内外からの観光客の増加と山梨県の優れた製品の浸透等を図ることにより、山梨県内における観光事業及び物産事業の健全な振興を図り、地域産業及び文化の発展に寄与し、もって県民福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 国内外からの観光客の誘致促進、誘客対策に関する事業
- (2) 国内外からの観光客の受入体制に関する事業
- (3) 観光宣伝及び観光案内に関する事業
- (4) 地域発の旅行商品の造成及び販売の促進に関する事業
- (5) コンベンションや企業研修等の誘致及び開催支援に関する事業
- (6) 観光人材の育成、資質向上及び活用に関する事業
- (7) 訪日教育旅行の受入促進に関する事業
- (8) 県産品の紹介及び販路拡大に関する事業
- (9) 官公庁等からの受託に関する事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、機構の目的に賛同する地方公共団体、地域観光団体、商工関係団体、農水関係団体、観光又は、物産事業に関係する個人

又は団体であつて、次条の規定により機構の会員となつた者をもつて、構成する。

- 2 前項の会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員になつた時、及び毎年、会員は、総会において別に定める会費（会員が地方公共団体の場合は負担金とする。）を支払う義務を負う。

（脱 会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至つたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損したとき又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかつたとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 既に納入した会費その他拠出金は、返還しない。

(賛助会員)

第12条 この法人は、第5条に定める会員以外のもので、この法人の目的に賛同して、その事業に賛助する事業者及び団体を賛助会員とすることができる。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 総会は、定時総会として、毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

2 前項の定時総会をもって、法人法第36条第1項に定める、定時社員総会とする。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故あるときは、専務理事がこれにあたる。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(委任表決等)

第 20 条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は、代理人は、委任権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。この場合において、書面による委任状提出者は、第 19 条の規定の適用については出席した者とみなす。

2 前項の委任権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。議事録は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 11 条第 3 項に掲げる事項を記載する。

- 2 議長及び出席した理事の中から当該総会において選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
 - 4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。但し、任期途中で理事・監事が辞任し欠員が生じた場合は、理事会の承認により、残存する任期について理事・監事を補欠として選任するものとする。
- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、業務を掌理し、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会の定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給する。

(会長、最高顧問、副会長、顧問)

第29条 この法人に会長、最高顧問、副会長、顧問を置くことができる。

2 会長、最高顧問及び副会長は、名誉職として、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

4 会長、最高顧問及び副会長は、機構の運営について助言を行うことができる。

5 顧問は、重要な事項について理事長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第33条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故あるときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 この法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものにかぎる。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

(事務局規程)

第38条 事務局及び職員に関する諸規程は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金(賛助会員からの事業賛助のための納入金額を含む。)
- (4) 事業から生ずる収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の種類)

第40条 資産は、基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別表に記載する財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れられることを議決した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分)

第41条 基本財産は、やむを得ない理由があるときは、理事会の決議に基づき、総会において、出席した会員の4分の3以上の同意を得て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

(財産の管理)

第42条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(経費の支弁)

第43条 この法人の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会において、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 公益認定の取消し等に伴う贈与等

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法

人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法による。

第11章 雑則

（委任）

第50条 この定款の施行について必要な事項は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 松井政明、窪田克一、小林明、中村康則、新海一男、横内金弥、
笹本森雄、小野隆弘、谷岡和範、福重隆一、雨宮正英、梶原信行
監事 保坂照次 磯部芳彦

4 この法人の最初の理事長は松井政明、専務理事は窪田克一とする。

附 則（令和元年5月30日変更）

この定款は、令和元年5月30日から施行する。

別表 基本財産（第40条関係）

財 産 種 別	場 所 ・ 物 量 等
有価証券	山梨中央銀行（1,480万円）